平成２５年（フ）第３８６号
北海道小樽市銭函３丁目517番地５
破産者　株式会社北海道エスケープロダクツ
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０８号
北海道石狩市花川南４条２丁目242番地
破産者　有限会社上田商事
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８１２号
千葉県柏市東上町２番28号
破産者　株式会社吉中商事
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６号
神奈川県秦野市戸川99番地の６
破産者　株式会社角貝工務店
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６４７号
名古屋市中区新栄３丁目６番２号
破産者　株式会社エムジーオフィス
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９７７号
名古屋市港区小碓４丁目314番地
破産者　有限会社アイチイベントサービス
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２４９０号
京都市南区西九条比永城町120―１
破産者　株式会社伊藤組
１　決定年月日　平成26年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
栃木県那須郡那須町大字伊王野1644番地
破産者　株式会社オフィスネットワーク
１　決定年月日　平成26年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１４４０号
名古屋市中川区八田町1719番地
破産者　辻田繊物株式会社
１　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
２　一般調査期日　平成26年７月22日午後１時30分
平成26年５月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４号
沖縄県沖縄市南桃原３丁目15番６号
破産者　上原　康司
１　破産債権の届出期間　平成26年６月30日まで
２　一般調査期日　平成26年７月24日午後３時30分
平成26年５月29日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第７４８号
神戸市垂水区大町１丁目６番20―106号、従前の住所神戸市垂水区青山台５丁目２番30―407号
破産者　浜崎　甲介
１　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
２　一般調査期日　平成26年８月27日午前11時
平成26年５月28日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９３７号
大阪市平野区平野上町２丁目10番５号２Ｆ
破産者　株式会社アステ
１　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
２　一般調査期日　平成26年８月28日午後３時30分
平成26年５月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５４７号
埼玉県蕨市南町３丁目14番11号
破産者　株式会社武屋
１　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
２　一般調査期日　平成26年９月８日午後２時
平成26年５月27日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第８７号
山口県光市島田４丁目４番23号
破産者　アーバンひかり株式会社
異議申述期間　平成26年６月30日まで
平成26年５月29日　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第７６号
山口県山陽小野田市高栄２丁目９番26号
破産者　有限会社清水製麺
異議申述期間　平成26年６月30日まで
平成26年５月29日　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第５５３号
大阪市北区豊崎５丁目７番16号
破産者　有限会社ミトク
異議申述期間　平成26年７月16日まで
平成26年５月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５４号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―1010号、前住所大阪市淀川区西中島２丁目12番21―1003号
破産者　中道　　実
異議申述期間　平成26年７月16日まで
平成26年５月28日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２６７７号
東京都新宿区三栄町27―２―203
破産者　上野　隆司
免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
平成26年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第３号
広島県福山市春日町５丁目６―38
清算株式会社　株式会社エコシステム
代表清算人　石井　克典
１　決定年月日　平成26年５月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所福山支部

平成２６年（ヒ）第４号
愛媛県松山市竹原２丁目１番19号
清算株式会社　株式会社松韻
代表清算人　二神　一誠
１　決定年月日　平成26年５月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所民事第１部

監督命令

平成２６年（再）第１号
北海道石狩市新港西１丁目706番地８
再生債務者　日本農産物株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区南１条西10丁目３番地南一条道銀ビル４階　田村・橋場法律事務所
弁護士　橋場　弘之
平成26年５月27日
札幌地方裁判所民事第４部